



TIPLO News

2023 年 10 月号(J290)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2022 年台湾と WIPO の特許出願受理に係る傾向の比較分析
- 02 「誠品」商標権侵害事件、誠品搬家公司は差戻一審で敗訴
- 03 好房公司与永慶房屋に、信義房屋の営業上の信用毀損と公平交易法違反で、300 万新台湾元の賠償命令判決

台湾ハイテク産業情報

- 01 イノラックスが新規生産ライン設置 正式に半導体業界に参入
- 02 メディアテックが Meta Llama 2 大規模言語モデルを活用 生成 AI を直接エッジデバイスで展開

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 著作権関連
ホテル客室デザインの模倣は著作権法が保護する建築著作に当たらなくても、なお公平取引法第 25 条の規定違反に当たる。

今月のトピックス

J230907Y1

01 2022 年台湾と WIPO の特許出願受理に係る傾向の比較分析

經濟部知的財産局は 2023 年 9 月 7 日に「2022 年わが国と WIPO の特許出願受理に係る傾向の比較分析」を発表した。2022 年特許出願受理件数を技術分野別にみると、台湾では「半導体」が 14.5%を占めて最も多く、WIPO では「コンピュータ技術」(10.4%)が最も多かった。さらに出願人国籍別に技術分野をみると、台湾、日本、米国、中国、韓国はいずれも台湾において「半導体」に重きを置いている。一方、WIPO では「コンピュータ技術」、「デジタル通信」及び「電子機械、電気装置、電気エネルギー」が重視されている。台湾の出願人トップ 10 の 1 位が台積体電路 (TSMC) であるのに対して、WIPO では中国のファーウェイが首位を占めた。

一、台湾の特許出願件数は成長し続け、WIPO の成長率は過去 13 年で最低

2022 年台湾の特許出願受理件数は 5 万 242 件に上り、年成長率は 2.3%に達した。米国、中国、韓国からの出願件数成長率が 9.4%~16.1%であったことが成長の主な要因となった。一方、WIPO における特許出願受理件数は 27 万 8100 件 (推定値) で、年成長率は 0.3%に止まり、2009 年以來の最低水準となった。トップ 3 の中国、米国、日本の成長率はいずれも ±1.0%以内であった。

二、内国出願人は 6 直轄市と新竹県・新竹市に集中、台北市・新北市・新竹市だけで全体の 55%

台湾の特許出願受理件数を県市別にみると、内国出願人は 6 直轄市と新竹県・新竹市に集中し、2022 年は内国出願人による出願全体の 92.3%を占め、とくに台北市・新竹市・新竹市だけでも 55.4%を占め、2018 年 (50.7%) に比べて 4.7 ポイント上昇している。新竹市は 4455 件で首位を占め、台北市 (3154 件)、新北市 (3129 件) がそれに次いでいる。また、苗栗県が前年比で 84.9%成長して 538 件に達し、初めて 500 件を突破した。

三、特許出願を技術分野別にみると、台湾は「半導体」、WIPO は「コンピュータ技術」がそれぞれ最多

2022 年の特許出願件数を技術分野別にみると台湾では「半導体」(全体の 14.5%)で最も多く、「コンピュータ技術」(9.0%)がそれに次いだ。WIPO では「コンピュータ技術」(10.4%)が最多で、次いで「デジタル通信」(9.4%)であった。

さらに比較すると、台湾と WIPO の技術分野トップ 10 にはいずれも「半導体」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」、「計測技術」及び「医薬品」の 6 分野が含まれている。「半導体」は台湾で首位を占めているが、WIPO では 10 位 (全体の 3.3%) であり、「半導体」は台湾にとって技術上の強みであるといえる。一方、WIPO でトップ 5 に入っている「デジタル通信」、「医療技術」が台湾のトップ 10 には入っていない。

四、主要国（地域）は台湾で「半導体」に重きを置き、WIPO では「コンピュータ技術」、「デジタル通信」及び「電気機械、電気装置、電気エネルギー」を重視

2022 年台湾で特許出願を行った出願人国籍別に技術分野をみると、台湾、日本、米国、中国、韓国はいずれも「半導体」での出願が最も多く、それぞれの国(地域)による出願全体に占める「半導体」の割合は 11.7~22.5%となっている。ドイツは「有機ファイン・ケミストリー」(10.8%)が最も多く、ドイツの技術分野トップ3に「半導体」が含まれていない。

WIPO については、中国と米国の出願人が行った特許出願のうち最も多かった技術分野は「コンピュータ技術」でそれぞれの国の 15.7%、13.1%を占め、日本とドイツは「電気機械、電気装置、電気エネルギー」(それぞれ約 11%)であった。韓国は「デジタル通信」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」に集中しており、それらの技術分野が韓国による出願全体に占める割合はそれぞれ約 10~11%であった。

五、出願人別にみると、台湾では TSMC、WIPO ではファーウェイ（中国）がそれぞれトップ

2022 年台湾における特許出願人のうち、TSMC (1534 件) が 4 年連続で首位を占め、米国のアプライド・マテリアル (847 件)、米国のクアルコム (763 件)、韓国のサムスン (666 件) がそれに次いだ。WIPO では、中国のファーウェイ (7689 件) が 6 年連続で首位を占め、サムスン (4387 件)、クアルコム (3855 件) がそれに次いでいる。クアルコムとサムスンは、台湾と WIPO の出願人トップ 10 のいずれにも入っている。

六、出願人トップ 10 による特許出願を技術分野別にみると、台湾では「半導体」が最多で、WIPO では「デジタル通信」を重視

2022 年台湾の出願人トップ 10 の企業が 2019~2021 年に出願した技術分野トップ 3 をみると、TSMC 等の 6 社は「半導体」が最も多く（その企業に占める割合は 37.2~80.6%）、とくに南亜科技 (Nanya Technology) は「半導体」が同社の 80.6%を占め、最も多かった。WIPO (2022 年分の出願件数) については、ファーウェイ等 6 社が「デジタル通信」分野を重視し (26.9~70.4%)、とくに LM エリクソン (スウェーデン) では「デジタル通信」が同社の 70.4%を占め、最も多かった。

比較すると、サムスンは台湾での特許出願は「半導体」、WIPO では「デジタル通信」がそれぞれ最も多く、特許戦略が明らかに異なっている。一方、クアルコムは台湾と WIPO のいずれにおいても 1 位が「デジタル通信」、3 位が「コンピュータ技術」で、特許戦略に大きな差は見られなかった。

七、長期的な出願傾向をみると、WIPO では台湾に比べデジタル通信と医薬の分野を重視

知的財産局が 1999 年に設立されてから現在までに、特許出願受理件数は年平均で 3.6%成長しており、技術分野については「半導体」が最も多く「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「光学」、「音響・映像技術」がそれに次いでいる。WIPO は 1978 年に特許協力条約 (PCT) を通

じて特許出願を受理し始めてから年平均で 11.5%成長し、技術分野については、「コンピュータ技術」が首位を占め、「医療技術」、「デジタル通信」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「医薬品」がそれに次いでおり、台湾に比べデジタル通信と医薬の分野が重視されていることがわかる。(2023 年 9 月)

J230901Y2

02 「誠品」商標権侵害事件、誠品搬家公司は差戻一審で敗訴

「誠品股份有限公司 (The Eslite Corporation、以下「誠品公司」)」と「誠品搬家有限公司 (Champion Moving Company、以下「誠品搬家公司」)」とは商標を巡り長年にわたり法廷での争いが続いており、誠品搬家公司は誠品会社の商標を侵害したとして賠償を請求されており、一審で勝訴したものの、二審では敗訴 (賠償金 300 万新台湾ドル) の判決を受け、最高裁判所は原審に差し戻しを命じていた。差戻一審では賠償金が追加されて合計 600 万新台湾ドルの支払いが命じられる判決が下された。判決はまだ確定していない。

誠品会社のオフィシャルサイトにおいて、誠品公司是誠品搬家公司が最近一方的な主張を SNS やメディアを通じて次々と発表しているので、真実を明らかにするための説明が必要であるとの声明を出した。知的財産及び商事裁判所は 2023 年 8 月 17 日に、誠品公司与誠品搬家公司の商標権侵害事件に関して、誠品搬家公司に「誠品」、「誠品物流」等商標の使用を禁じるとともに、これらの商標を使用した物品の除去を命じ、さらに同社とその責任者に連帯で誠品公司に対する賠償を行うよう命じる判決を下した。

裁判所の判決全文が 2023 年 8 月 31 日に公表され、誠品公司是弁護士による判決理由の要約を以下のように示した。第一に、誠品搬家公司が誠品会社の登録著名商標を使用することは商標法に違反するものである。誠品搬家公司はこれまで「誠品」商標の登録を取得したことがないが、「誠品」の二文字を使用して会社を設立するとともに対外的に役務を提供しており、しかも「誠品」の二文字を単独で表示したり、文字を拡大して識別として使用したりしている。誠品搬家公司は 2006 年に設立され、「誠品」商標は 1993 年、1998 年、2000 年、2001 年に中央標準局 (知的財産局) と裁判所から一般消費者 (需要者) に広く知られている著名商標であると認定されている。

第二に、誠品搬家公司は営業に使用しているトラック、紙箱、制服及びサイトにおいて、通常顕著な比率で単独で又は拡大して「誠品」の二文字を表示し、消費者は両商標の商品 / 役務が同一の出所からものあると誤認する、又は両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係が存在すると誤認する可能性が極めて高い。

また、誠品搬家公司の責任者は「誠品」の名前を借りたことを自ら認めており、「誠品」商標の営業上の信用へ便乗した状況がみられる。誠品搬家公司の責任者は 2010 年にインタビューを受けた際に、「誠品書店」の名を借りており、「引越し業界の誠品」になると述べており、またそのブログ、フェイスブック及びサイトにおいてもそのインタビュー内容が幾度も引用されている (2023 年 9 月)。

J230907Y4

03 好房公司与永慶房屋に、信義房屋の営業上の信用毀損と公平交易法違反で、300万新台湾元の賠償命令判決

信義房屋股份有限公司（Sinyi Realty Inc.、以下「信義房屋」）によると、永慶房屋仲介股份有限公司（Yung Ching Rehouse Co.、以下「永慶房屋」）は好房國際股份有限公司（以下「好房公司」）が運営するサイト「好房網（HouseFun）」を通じて、長期的、頻繁且つ大量に信義房屋のネガティブなニュースを流布し、信義房屋の営業上の信用を毀損したという。好房網のサイト、好房網の YouTube チャンネルに掲載された文章と動画において、信義房屋「詐欺」、「悪徳」等の極端でセンセーショナルなタイトルで、「#信頼したために騙された?!」、「#不動産詐欺」、「#悪質な不動産仲介業者」、「#悪徳な信義」等のタグを付け、視聴者が信義房屋に対して容易にネガティブな印象を抱くように Youtube 動画のサムネイルを製作し、虚偽の動画要約を書き、それと同時に検索連動型広告を打った。このため信義房屋は好房公司与永慶房屋を提訴した。

台北地方裁判所は 2023 年 7 月 19 日に、好房公司与永慶房屋との間には密接な関係があり、ニュース報道、広告等の方法を通じて信義房屋のネガティブなニュースを掲載する行為は信義房屋の営業上の信用を毀損するものであり、300 万新台湾ドルの賠償金を支払うとともに、虚偽のネガティブなニュースを削除し、さらに好房公司与永慶房屋は判決主文を新聞に掲載して大衆に告知しなければならない、今後は「信義房屋」の文字を含む検索連動型広告を打ってはならないという内容の一審判決を下した。

判決書によると、報道の自由は公共の利益にかかわり、最大限の保障を与える必要があるが、メディアが合理的に報道について裏付けを取らない、又は情報の真実性、正確性が疑われる明確な理由があるのに報道を行うことで、報道が事実とは異なり、他人の名誉を毀損したとき、「毀損行為による損害を賠償する責任を負わなければならない」としている。

また、好房公司与永慶房屋は「信義房屋」のキーワードについて検索連動型広告を打ち、同時に又はそれぞれ好房網が製作した信義房屋のネガティブなニュース及び信義房屋が悪徳仲介業者であることを暗示するコンテンツを掲載し、すなわちネット上で信義房屋のニュースを読んだことがある潜在的顧客はいずれも頻繁に好房網が掲載した信義房屋のネガティブなニュースを受け取るようにしたため、裁判所はさらに「信義房屋の潜在的顧客が流出するおそれがあり、公平交易法（訳注：日本の独占禁止法、不正競争防止法に相当）第 25 条でいう欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為を構成し」、「精確に信義房屋に興味を持つ潜在的な取引対象をターゲット層として、信義房屋の営業上の信用に打撃を与え、公正な取引の機会を奪うものであり」、「もし消費者の判断を誤らせるよう暗示する作用をもたらすならば、言論の自由が保障される範囲であるとは言い難く」、今後好房公司与永慶房屋は自ら、又は他人を利用して「信義房屋」のキーワードを含む検索連動型広告を打ってはならないと認定した。

また、裁判所は「好房公司与永慶房屋との間に密接な関係があり」、好房公司の法定代理人林淑貞は永慶房屋法定代理人、創業者である孫慶餘の妻であり、しかも永慶房屋の大多数の株式は多くの法人が所有するもので、これらの会社

法人の法定代理人はいずれも孫慶餘又は林淑貞であることから、「永慶房屋を實質的に掌握しているのは孫慶餘、林淑貞夫婦である」ことが分かり、そして永慶房屋と信義房屋とは競合関係にあるため、好房公司の行為は公平交易法第24条にも違反していると指摘した。(2023年9月)

台湾ハイテク産業情報

J230907Y5

01 イノラックスが新規生産ライン設置 正式に半導体業界に参入

經濟部は2023年9月7日、パネル大手のイノラックス(群創光電)、PANJIT(強茂半導体)、Manz(亞智科技)及び工研院とともに、共同で「低反り変形・パネルレベルのファンアウトパッケージ技術」(Fan-out Panel Level Package; FOPLP)の成果を発表した。これは、パネルメーカーの既存の旧世代生産ラインを活性化させることができ、また、高付加価値の半導体パッケージ生産ラインへの転換によりコスト上の優位性を得ることができるものである。

既にイノラックスは世界で初めてパネル生産ラインから転換したFOPLPパッケージ応用生産ラインを設置しており、2024年の量産を目指している。各国の半導体顧客の注目を集めて、ファンアウトパッケージ技術のビジネスチャンスを開拓し、グローバルな半導体パッケージ市場でのシェア拡大により、将来的には千億元以上の生産高創出を見込む。

イノラックス総経理兼COOの楊柱祥氏によると、經濟部技術処A+計画の支援のもとで、イノラックスは半導体先端パッケージ分野への参入成功により、ICデザイン、ウエハー製造からシステム工場まで半導体先端パッケージ産業を連結することが可能となり、世界初のFOPLPパッケージ応用生産ラインを創設して、パネル生産ラインでICパッケージを行うことは、方形面積に適しているため、ウエハーの円形と比べてもより高い利用率である95%を達成することができるとのことである。また、業界最大サイズのG3.5 FOPLPガラス基板で配線狭ピッチのミドルハイエンド半導体パッケージを開発すると、その面積も300mmガラスウエハーの7倍となる。工研院とイノラックスは共同でパネルの反り変形を減らし、ファンアウトパッケージ製造プロセスの破片と消耗をより低く抑えることで、「より大きなI/O値容量」、「より小さな体積」、「より強力な機能」、「省電力」等の技術的な優位性を獲得することができるという。

イノラックスは、今後はパネルレベルのファンアウトパッケージがヘテロジニアスパッケージ市場の主流となるものと見込んでおり、ファンアウトパッケージはパッケージの厚みを減らし、導線密度を高め、製品電性を向上させることができるため、イノラックス独自のTFT製造プロセス技術でファウンドリとプリント基板メーカーの導線層技術の差異を効果的に補うことができ、加えて同社台南3.5世代工場でのRDL-first及びChip-firstパッケージ技術の創造により、将来の生産能力についても15K/月を達成できると見込んでいる。(2023年9月)

J230823Y5

02 メディアテックが Meta Llama 2 大規模言語モデルを活用 生成 AI を直接エッジデバイスで展開

大手 IC 設計ファブレスメーカーであるメディアテック（聯発科技）は 2023 年 8 月 23 日に、Meta の次世代大規模言語モデルである Llama 2 及び最先端の AI プロセシングユニット（APU）と完全な AI 開発プラットフォームである NeuroPilot AI Platform をともに活用することで、完全なエッジコンピューティングエコシステムを構築し、スマートフォン、自動車、スマートホーム、IoT 等のエッジデバイス用 AI アプリケーションの開発を加速すると発表した。Llama 2 モデルを活用して開発した AI アプリケーションは 2023 年末に最新のフラッグシップ製品に搭載する予定である。

メディアテック無線通信事業部総経理徐敬全は、デジタルトランスフォーメーションにおける顕著なトレンドの一つとして、生成 AI が急速に普及しており、メディアテックは Meta との提携によって、これまでよりはるかに優れた AI 機能をエッジデバイスにもたらすことができると述べてた。

現在、生成 AI の処理はほとんどがクラウドコンピューティングを介して実行されており、メディアテックが生成 AI を直接エッジデバイスで展開すれば、開発者及びユーザーが直接オンデバイス Llama 2 モデルを実行することが可能になる。これにより、性能の向上、プライバシー保護の強化、セキュリティと信頼性の向上、遅延の低減、オフラインコンピューティングの実現、コストの削減など多数のメリットがもたらされる。

メディアテックが 2023 年末に発表する予定の次世代フラッグシップチップセットは、Llama 2 モデルに対応するために最適化されたソフトウェアスタック（NeuroPilot）に加え、Transformer バックボーンアクセラレーションを支援アップグレードした AI プロセシングユニットを搭載し、実装時の面積と DRAM 帯域幅の使用を削減し、大規模言語モデル及び生成 AI の機能を一段と強化し、開発者がエキサイティングな新しい AI アプリケーションを作成し、エッジアプリケーションの実装と拡張を加速できるようにする。（2023 年 8 月）

台湾知的財産権関連の判決例

01 著作権関連

■ 判決分類：著作権、公平取引法

I ホテル客室デザインの模倣は著作権法が保護する建築著作に当たらなくても、なお公平取引法第 25 条の規定違反に当たる。

■ ハイライト

被上訴人と上訴人による著作権侵害にかかわる財産権争議等の事件について、上訴人が 2018 年 9 月 14 日付知的財産裁判所 104 年度著訴字第 32 号第一審判決を不服として上訴し、知的財産裁判が 107 年度民著上字第 16 号判決でその上訴を棄却した後、最高裁判所が第一回目の差し戻しを行った。知的財産裁

判所に差し戻された後、係争ホテル客室のデザインは著作権法に保護される建築著作に該当しないが、上訴人が被上訴人の係争デザイン成果を剽窃したことは、公平取引法第 25 条規定に違反すると認められた。

知的財産裁判所による判決は前述事件について、次の点を指摘した。

1. インテリアデザインは著作権法第 5 条第 1 項第 9 号建築著作の保護客体に該当するが、ただし、建築著作と無関係の家具調度品のレイアウト及び慣用レイアウトは排除すべきである。係争デザインは家具調度品のレイアウトに独創性があると言っても、それは建築著作の本質とは無関係であり、著作権法で保護される「建築著作」に当たらない。

2. さらに、上訴人より提出された桂田ホテルの現場写真、君品ホテルと桂田ホテルウェブサイトの客室との比較図、君品ホテル「デラックスルーム」と桂田ホテルダブルルームの実際の比較写真を見比べたところ、両者の客室内大部分の家具調度品ないしうがいコップデザインの選択及びレイアウト位置とも同様または類似性が高いことから、上訴人が君品ホテルの係争デザイン内容を現地で測量し、君品ホテルのルームデザインを模倣し、桂田ホテル客室の室内デザインに使用したと認められる。よって、上訴人は君品ホテルの独創性のある係争デザインを大量に模倣して桂田ホテルの「爵士ツインルーム」、「尊爵ダブルルーム」、「伯爵ツインルーム」の室内デザインに使用していると認定することができる。被上訴人の室内デザインを模倣したため、双方の間で私法上の利益分配不均衡が形成され、取引秩序に影響を与えたので、公平取引法第 25 条の規定違反は明らかである。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所

【判決番号】 110 年度民著上更(一)第 1 号判決

【裁判期日】 2022 年 10 月 13 日

【判決事由】 著作権侵害における財産権争議等

上訴人 桂田璽悦ホテル股份有限公司

兼上一人

法定代理人 朱仁宗

被上訴人 雲朗観光股份有限公司

法定代理人 辜懷如

前記当事者間による著作権侵害に関わる財産権争議等の事件について、上訴人は 2018 年 9 月 14 日当裁判所 104 年度民著訴字第 32 号第一審判決を不服として上訴し、当裁判所が 107 年度民著上字第 16 号判決で上訴を棄却した後、最高裁判所より第一回目の差し戻しがあり、被上訴人が訴えの変更を行った。2022 年 9 月 1 日に当裁判所における口頭弁論が終結したので、以下のとおり判決する。

主文

一、上訴を棄却する。

- 二、上訴人は費用を連帯負担し、本件最終事実審判決書の当事者、事由及び主文の内容を聯合報全国版第一面下半面にコンピュータ標楷体 10 号字体で一日掲載しなければならない。
- 三、第一、二審（確定部分を除き）及び差戻し前の第三審訴訟費用はすべて上訴人が連帯負担する。

一 事実要約

上訴人朱仁宗（以下朱仁宗という）は上訴人桂田璽悦ホテル股份有限公司（以下桂田公司という）の責任者であり、2014 年 5 月 2 日、5 月 5 日に君品ホテルに泊まる機会を利用し、君品ホテルの係争デザインを複製し、その経営している桂田ホテルの客室デザインに使用した。

二 双方当事者の請求内容

（一）上訴人上訴の請求

1. 原判決における上訴人に不利益な部分は確定部分（被上訴人による一審敗訴の新聞掲載にかかる部分）を除き、破棄する。
2. 上記破棄の部分について、被上訴人の第一審の上訴及び仮執行の請求を棄却する。
3. 被上訴人による訴えの変更請求を棄却する。
4. もし、不利な判決が下された場合、上訴人は担保を供託して、仮執行免除の宣告を請求する。

（二）被上訴人の答弁

上訴を棄却し、判決の掲載に関して、訴えの声明を以下のとおり変更する。上訴人が費用を連帯負担し、本件最終事実審判決書の当事者、事由及び主文の内容を聯合報全国版第一面下半面にコンピュータ標楷体 10 号字体で一日掲載しなければならない。

三 本件の争点

- （一）被上訴人の係争デザインは著作権法により保護される「建築著作」に該当するか？
- （二）上訴人は係争デザインを模倣し、公平取引法第 25 条（即ち改正前第 24 条）に違反し、取引秩序に影響を与える欺瞞または著しく不公正な行為があったか？
- （三）被上訴人による上訴人に対する連帯損害賠償、侵害排除及び判決内容掲載の請求には理由があるか？

四 判決理由の要約

（一）インテリアデザインは著作権法第 5 条第 1 項第 9 号建築著作の保護客体に該当するものの、建築著作の本質と無関係の家具調度品のレイアウト及び慣用レイアウトは排除すべきである。

室内空間全体のデザインから見れば、君品ホテル客室の家具デザインや選定は、デザイナーのインテリアにおける芸術的美学の個性及び独特性を表し、並びにデザイナーが新しい芸術に満ちたスタイルまたは雰囲気伝えようとする意図を関連消費者に感じさせる独創性を有する。しかし、前記家具やレイアウトは自由に移動したり部屋の構造から分離したりすることができ、且つ家具やレ

インテリアが形成する芸術美感も、建築著作物の本質とは無関係であり、建物の内部構造や使用上区別が難しい一部分には当たらないことから、前述に基づいて、建築著作の保護を受けるものとは認め難い。

上訴人は、君品ホテルの係争デザインが業界ではよくある慣用レイアウトであり、建築著作の本質とは無関係な家具及びレイアウトであり、独創性がないので、たとえそれが採用できるものであり、係争デザインは著作権法で保護される建築著作に該当しないと認めるべきだと抗弁した。したがって、被上訴人が係争デザインは建築著作であり、上訴人が不法に複製して被上訴人の著作財産権を侵害したと主張したことには、根拠がなく、採用することができない。

(二) 係争デザインは、被上訴人が完成させたインテリアデザインの成果であり、並びに独創性及び経済利益を有する。

朱仁宗が君品ホテルに泊まった目的は宿泊ではなく、同行者が見学名目で、君品ホテルの前記客室の係争デザイン内容に接し、並びに写真撮影及び現場で測定できるようにして、実際の室内家具及びレイアウトを詳細に記録し、模倣の参考とするためであったので、このような手段は明らかに同業者間の正当な見学ではない。

台湾経済研究院が発行した鑑定書の結論は次のとおりである。「鑑定対象である桂田ホテルの対応する3つの客室タイプの内装デザインは、君品ホテルが提出した客室タイプの内装デザイン成果を剽窃し、並びに自社のハードウェア制限及びデザインに基づき、少々調整したものだ」と認められる。したがって、上訴人は君品ホテルの独創性のある係争デザインを大量に模倣し、並びに桂田ホテルの「爵士ツインルーム」、「尊爵ダブルルーム」及び「伯爵ツインルーム」のインテリアデザインに使用し、被上訴人が完成させたインテリアデザインの成果を搾取したと認めるに十分である。

(三) 本件上訴人桂田会社が被上訴人の係争デザイン成果を搾取したあきらかに公平でない行為は、すでに公平取引法第25条の規定に違反し、且つ桂田会社の責任者である朱仁宗は、職務の執行のため本件侵害行為を構成したので、会社法第23条2項規定に基づき、桂田会社と連帯して、損害賠償責任を負わなければならない。よって、被上訴人による上訴人に対する連帯損害賠償責任の請求には根拠がある。

(四) 係争デザインをこのように大量コピーしたものが存在し続けることにより、被上訴人が受ける損害も継続又は拡大する恐れがあることから、被上訴人は、侵害排除又は防止請求権を行使し、上訴人に対し、台東にある桂田ホテル客室内における君品ホテル「パーラールーム（雅緻客房）」、「デラックスルーム（豪華客房）」、「エグゼクティブデラックスルーム（行政豪華客房）」の係争デザインを模倣した付表のとおり物品を撤去・削除し、それを撤去・削除するまで、関連消費者にその使用を提供してはならないと請求したことには、根拠がある。

(五) 被上訴人は、故意に現地写真撮影、測量の方法によって、係争デザインを高度に模倣し、並びに桂田ホテルの客室に使用し、被上訴人が努力したデザイン成果を不当に搾取したのみならず、模倣した客室デザインを現在まで保留

しており、市場の公正競争秩序を破壊し、関連消費者の取引判断に影響を与えている。被上訴人の名誉を適切に挽回するためには、上訴人が公正競争違反の不法侵害事情があると認定されたことを社会に知らせる必要がある。よって、当裁判所は、上訴人が連帯して費用を負担し、最終事実審判決書の当事者、事由及び主文の内容を聯合報全国版第一面下半面にコンピュータ標楷体 10 号字体で一日掲載する旨の被上訴人の請求は、比例原則及び相当性原則の要件を満たしており、適切であると認める。

(六) 結論：本件上訴人の上訴には理由がない。一方、被上訴人の訴えの変更には理由があるので、知的財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 449 条第 1 項、同法第 78 条及び同第 85 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり判決する。

2022 年 10 月 13 日
知的財産裁判所第 1 法廷
審判長裁判官 蔡恵如
裁判官 陳端宜
裁判官 吳俊龍

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台灣國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.